

浜田市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 15 号

浜田市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市企業立地促進条例施行規則（平成 18 年浜田市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の請求書は、奨励企業が操業を開始した日から起算して 4 年を経過する日までに提出しなければならない。

第 15 条第 1 項中「3 年」を「4 年」に改める。

別表 1 奨励金の交付要件の表製造業又は市長が特に認める業種の項中「この表において」を削る。

別表 2 奨励金の額の表製造業又は市長が特に認める業種の部施設設備取得奨励金の項中

「 1 億円 」	を	「 1 億円。ただし、企業が次の各号のいずれにも該当する場合は、市外企業にあっては 4 億円、市内企業にあっては 2 億円 (1) 新たな投下固定資本額が 40 億円以上であること。 (2) 新たな常用従業員等の合計人数が 30 人以上であること。 (3) 前号の新たな常用従業員等の半数以上が市内に住所を有する者であること。 」	に
----------------	---	--	---

改め、同部雇用促進奨励金の項中「。以下同じ」及び「この表において」を削り、「新たな常用従業員等」を「新たな市内常用従業員等」に改め、同表ソフト産業の部県規則第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する業種の項中「新たな常用従業員等」を「新たな市内常用従業員等」に改め、同部上記以外の業種の項中

「 1 億円 」	を	「 1 億円。ただし、企業が次の各号のいずれにも該当する場合は、市外企業にあっては 4 億円、市内企業にあっては 2 億円 」	に、
----------------	---	---	----

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">(1) 新たな投下固定資本額が 40 億円以上であること。(2) 新たな常用従業員等の合計人数が 30 人以上であること。(3) 前号の新たな常用従業員等の半数以上が市内に住所を有する者であること。 |
|--|---|

「新たな常用従業員等」を「新たな市内常用従業員等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の浜田市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。